中核市保健所長 様

長野県健康福祉部長 (公印省略)

医療法人に関する情報の調査及び分析等について(通知)

このことについて、医療法が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う 新たな制度が令和5年8月1日から施行されることに伴い、医療法施行規則の一部を改正 する省令(令和5年厚生労働省令第100号)が公布されたところです。

これらを踏まえ、本制度の趣旨を明確化するとともに、本制度の運用に当たり留意すべき点等について、下記のとおり厚生労働省医政局長等から通知がありました。

ついては、内容について御了知いただくとともに、所管の医療法人への周知をお願いします。

なお、関係機関の長あて別添のとおり通知しました。

記

- 1 医療法人に関する情報の調査及び分析等について (令和5年7月31日付医政発0731第2号医政局長通知)
- 2 医療法人における事業報告書等の様式について (令和5年7月31日付医政支発0731第6号医政局指導課長通知)
- 3 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて (令和5年7月31日付事務連絡)
- 4 リーフレット「医療法人は、病院・診療所の経営情報の報告が義務化されます!」
- 5 官報「厚生労働省令第百号」

(問合せ先)

担 当:医療政策課企画管理係 柳澤

電 話:026-235-7145 (直通)

FAX: 026-223-7106

E-mail: iryo@pref.nagano.lg.jp